感　染　症　第　２９３２　号
令和６年（2024 年）２月 16 日

各関係医療機関の長　様

北海道保健福祉部長

令和５年度（2023 年度）感染疑い患者受入医療機関設備整備事業費補助金交付要綱の改正について（通知）

このことについて、別添のとおり交付要綱を改正しましたので、通知します。
つきましては、補助金を活用される場合は、下記により交付申請書を提出願います。

記

１　提出書類
（１）補助金交付申請書（保福第１号様式）
（２）事業計画書（保福第１の２号様式）
（３）補助金等交付申請額算出調書（保福第１の 16 号様式）
（４）経費の配分調書（保福第１の 18 号様式）
（５）事業予算書（保福第１の 20 号様式）
（６）資金収支計画書（保福第１の 32 号様式）　※地方公共団体を除く。
（７）感染疑い患者受入医療機関設備整備計画書（別記３号様式）
（８）見積書
（９）カタログ等仕様がわかる書類
（10）口座振替依頼書
（11）口座情報が確認できる通帳写し等
（12）個人防護具の積算内訳書（別記５号様式）
※個人防護具の補助を申請する場合のみ

２　提出方法
郵送及びデータ提出によること。
各１部を郵送し、補助金等交付申請書のみ Excel データを下記メールアドレス宛送付すること。

３　提出期限
令和６年（2024 年）２月 27 日（火）（必着）

４　提出先
郵送：〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目 北海道庁本庁舎７階
北海道 保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課 交付金対策係
データ：covid.koufukin@pref.hokkaido.lg.jp

５　申請にあたっての留意事項
（１）令和５年４月１日から令和６年３月 31 日までが補助対象期間となること。
（２）G-MIS 上に新型コロナウイルス感染症患者の受入実績及び受入可能病床数等の入力を行うこと。
（３）過去に本事業による補助を受けた医療機関は、病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要となる設備及び個人防護具以外は補助対象外となること。
（４）個人防護具の補助については、10 月以降に購入した個人防護具のうち、段階Ⅰ～段階Ⅲの期間中に使用したもののみが対象となり、圏域内が段階 0 の期間中に使用するものは補助対象外となること。

※個人防護具の補助対象期間については、病床確保促進事業における 10 月の移行期間に係る経過措置の適用がないこと。

（５）各種様式は、北海道ホームページに掲載していること。
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kfk.html

感染症対策局感染症対策課交付金対策係
電話：０１１－２０６－０４０９（直通）
Email：covid.koufukin@pref.hokkaido.lg.jp